

# 時短要請協力金の概要

熊本市全域の酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

## 1 要請期間

令和3年5月10日(月) 20時 ~ 令和3年6月1日(火) 5時  
 ※有明保健所管内の時短要請期間も6月1日(火) 5時まで延長

## 2 対象区域

熊本市全域

## 3 対象者

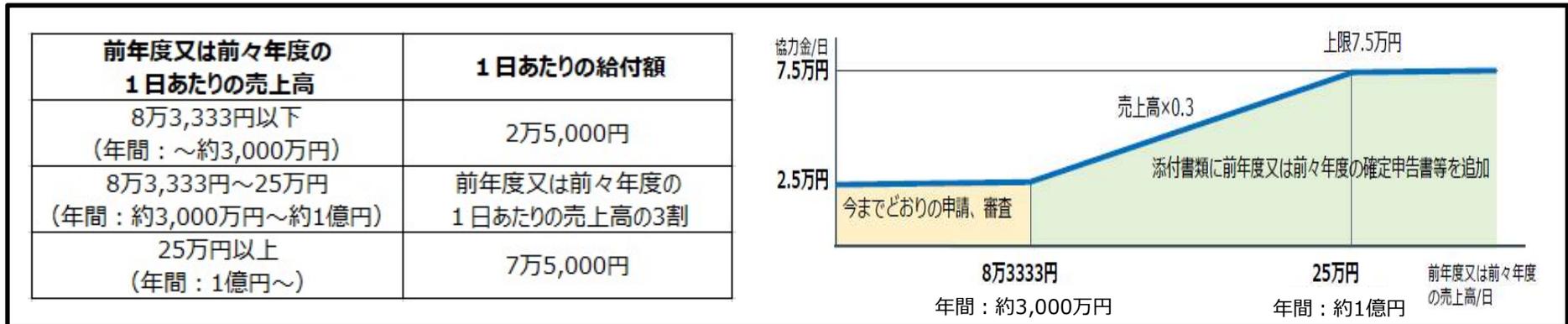
20時以降も営業している酒類を提供する飲食店等(約4,500店舗)

## 4 要請内容

営業時間を20時までに短縮(酒類提供のオーダーストップは19時00分まで)

## 5 交付額

### <中小企業等(売上高方式)>



### <大企業(売上高減少方式)> ※中小企業等も選択可

#### [1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額: 20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

- ◇コールセンター: 平日9時~17時  
(※5/8(土)、5/9(日)は9時~17時で対応)  
Tel: 096-333-2828、096-213-7090
- ◇飲食店見回り実施予定